

＜Ｌアラートサービス利用規約の改正事項＞ 青字:削除 赤字:追加

	改正点	対処方法	現行文	改正文
1.	Ｌアラート利用者のサービス等の有効期間の見直し 一般情報伝達者、協力事業者（特定情報伝達者を除く）及び特別利用者（官公庁を除く）（以下「対象Ｌアラート利用者」という。）は、Ｌアラートサービス等の有効期間が２年間となっており、有効期間終了までに、利用継続の手続きが必要となっている（２年に１回手続きが発生）。これは有効期間を設けることで、<u>Ｌアラート利用者としての資格を有しているか確認（活動状況等）</u>することを目的としたもの（２０１５年４月１日改定（１．５版）で導入）。 しかし、２０１９年４月２３日改正（１．１２版）にＬアラートサービス加入審査の基準を厳しくしたこともあり、これまで継続審査にて「利用継続不可」と判断されたＬアラートサービス利用者はいない（自主解約は除く）。また、利用継続の対象となるＬアラートサービス利用者は、年々増加しており、運用負荷が増大している。	対象Ｌアラート利用者の有効期間を「当事者間の協議により終了の期日を定める」よう変更する。	（利用契約の締結等） 第９条 本サービスの利用を希望する団体（情報仲介者、特別利用者及び協力事業者としての利用を希望する者を含みます。）は財団と所定の手続きによる利用契約を締結するものとします。利用契約は、本サービスの利用申込者（利用継続申込者を含む。<u>以下、同じ。</u>）が、財団所定の利用申込書 <u>又は第１４条の２に定める利用継続申込書</u>を財団に提出し、財団がこれに対し第１１条に定める利用資格審査を行い、財団所定の方法により承諾の通知を発信したときに成立するものとします。	（利用契約の締結等） 第９条 本サービスの利用を希望する団体（情報仲介者、特別利用者及び協力事業者としての利用を希望する者を含みます。）は財団と所定の手続きによる利用契約を締結するものとします。利用契約は、本サービスの利用申込者が、財団所定の利用申込書を財団に提出し、財団がこれに対し第１１条に定める利用資格審査を行い、財団所定の方法により承諾の通知を発信したときに成立するものとします。
2.	同上	同上	（利用責任者及び技術担当者） 第９条の２ サービス利用者等は、本サービスの利用に関する利用責任者及び技術担当者	（利用責任者及び技術担当者） 第９条の２ サービス利用者等は、本サービスの利用に関する利用責任者及び技術担当者

	改正点	対処方法	現行文	改正文
			をあらかじめ定めた上、財団所定の利用申込書又は第14の2に定める利用継続申込書に記載して財団へ通知するものとします。	をあらかじめ定めた上、財団所定の利用申込書に記載して財団へ通知するものとします。
3.	同上	同上	(本サービスの利用資格審査) 第 11 条 財団は、サービス利用申込者が選択したサービス利用者等の種別(情報発信者、特定情報伝達者、一般情報伝達者、特別利用者、情報仲介者又は協力事業者のいずれか)に従い、その所定の利用申込書又は第 14 条の2に定める利用継続申込書の別紙4「Lアラートサービス 利用資格審査基準」に基づく書面審査を行うほか、情報仲介者、特別利用者及び協力事業者については対面審査を、一般情報伝達者については第1条第2項第10号の細則に基づく資格審査及び対面審査を実施するものとします。	(本サービスの利用資格審査) 第 11 条 財団は、サービス利用申込者が選択したサービス利用者等の種別(情報発信者、特定情報伝達者、一般情報伝達者、特別利用者、情報仲介者又は協力事業者のいずれか)に従い、その所定の利用申込書別紙4「Lアラートサービス 利用資格審査基準」に基づく書面審査を行うほか、情報仲介者、特別利用者及び協力事業者については対面審査を、一般情報伝達者については第1条第2項第10号の細則に基づく資格審査及び対面審査を実施するものとします。

	改正点	対処方法	現行文	改正文
			3 本サービスの利用資格審査の標準処理期限は、財団が利用申込書又は利用継続申込書を受領した日から1か月又は20営業日のうち遅く到来した日とします。	3 本サービスの利用資格審査の標準処理期限は、財団が利用申込書を受領した日から1か月又は20営業日のうち遅く到来した日とします。
4.	同上	同上	(サービス及び利用契約の有効期間) 第 14 条 4 一般情報伝達者又は協力事業者(特定情報伝達者である場合を除く。)と財団との間の利用契約については、その締結日の翌々年度の末日に終了するものとします。 5 特別利用者(官公庁を除く。)と財団との間の利用契約については、その締結日の翌々年度の末日に終了するものとします。	(サービス及び利用契約の有効期間) 第 14 条 4 一般情報伝達者又は協力事業者(特定情報伝達者である場合を除く。)と財団との間の利用契約については、当事者間の協議により終了の期日を定めることができるものとします。 5 特別利用者(官公庁を除く。)と財団との間の利用契約については、当事者間の協議により終了の期日を定めることができるものとします。

	改正点	対処方法	現行文	改正文
5.	同上	同上	(利用継続申込書の提出) 第 14 条の 2 サービス有効期間の定められたサービス利用者等であって、本サービスの継続利用を希望する事業者は、サービス有効期間の末日の60日前までに財団所定の利用継続申込書を提出するものとします。	(利用継続申込書の提出) 第 14 条の 2 削除
6.	情報伝達者は、「避難情報」を伝達することが必須である	取り扱う種別を定める「Lアラート 取り扱う情報種別及びデータフォーマットに関する細則」において、情報伝達者の「情報種別による利用条件」として、避難情報の伝達が必須である旨を追記する。	無し	「Lアラート 取り扱う情報種別及びデータフォーマットに関する細則」 (取り扱う情報種別) 第 1 条 3 情報種別はサービス利用者等が対象地域や情報種別等を指定し、選択的に行うことができるが、情報伝達者は有する手段により、避難情報を受信し、地域住民に情報伝達することが必要である。

	改正点	対処方法	現行文	改正文
7.	気象庁より、2025 年 3 月より「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の配信が開始される。	Ｌアラートにおいても、地域住民などの避難判断の重要な情報になることから、配信情報として追加する。 防災気象情報の項目と内容を追加する。 発信者の条件と分類は、既存の防災気象情報と同じとする。 ※改正文の（）内は、内容を記載	無し	「Ｌアラート 取り扱う情報種別及びデータフォーマットに関する細則」 表 1 情報種別 防災気象情報 北海道・三陸沖後発地震注意情報 （気象庁の発する北海道・三陸沖後発地震注意情報） 南海トラフ地震臨時情報 （気象庁の発する南海トラフ地震臨時情報） 南海トラフ地震関連解説情報（定例会合以外） （気象庁の発する南海トラフ地震関連解説情報（定例会合以外）） 南海トラフ地震関連解説情報（定例会合） （気象庁の発する南海トラフ地震関連解説情報（定例会合））